

砂防土工（積算編）

I C T 活用工事（砂防土工）実施要領（積算編）

1. 適用範囲

1-1 本資料は、I C Tによる砂防土工（以下、砂防土工（I C T））に適用する。

I C T建設機械による施工の積算にあたっては、施工パッケージ型積算基準により行うこととする。

・掘削（砂防）（I C T）

なお、現場条件によって「2-1 機械経費」に示すI C T建設機械の規格よりも小さいI C T建設機械を用いる場合は、施工パッケージ型積算基準によらず、見積りを活用し積算することとする。

1-2 この実施要領（積算編）は、秋田県建設部が所管する建設工事に適用する。

2. 機械経費

2-1 機械経費

砂防土工（I C T）の積算で使用するI C T建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。

なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表（秋田県）」、賃料については、土木工事標準積算基準書（秋田県）第1編 総則「第2章 工事費の積算」①直接工事費により算定するものとする。

①掘削（砂防）（I C T）

I C T建設機械名	規格	機械経費	備考
バックホウ (クローラ型)	標準型・I C T施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2014年規制)山積み 0.8 m ³ (平積 0.6 m ³) 吊能力 2.9t	賃料にて計上	I C T建設機械経費 加算額は別途計上

※2-1 機械経費のうち、賃料にて計上するI C T施工対応型の機械経費には、地上の基準局・管理局以外の賃貸費用が含まれている。

2-2 I C T建設機械経費加算額

I C T建設機械経費賃料加算額は、地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1 機械経費のうち賃料にて計上するI C T建設機械に適用する。

なお、加算額は、以下のとおりとする。

(1) 掘削（砂防）（I C T）

対象建設機械：バックホウ（I C T施工対応型）

賃料加算額：13,000 円／日

2－3 その他

I C T建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。

2－3－1 システム初期費

I C T建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、I C T建設機械精度確認等、I C T建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。

(1) 堀削（砂防）（I C T）

対象建設機械：バックホウ

費用：598,000 円／式

※1 工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが、受注者の責によらず、連続作業でI C T建設機械による施工が出来ない場合等については、監督職員と協議のうえ複数計上できるものとする。

3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

費用の計上について、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。

なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。

4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

(1) 出来形管理の計測範囲において、1 m間隔以下（1点/m²以上）の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法（面管理）を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、受注者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設费率、現場管理费率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。

また、受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

・共通仮設费率補正係数 : 1.2

・現場管理费率補正係数 : 1.1

なお、上記費用の対象となる出来形管理は、以下の 1) ~ 4) とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設费率及び現場管理费率に含まれるため、別途計上は行わない。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

(2) 費用計上にあたっての留意事項

- 1) 「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上しない。
- 2) 受注者からの見積又は補正係数で乗じた額での費用計上方法は以下のとおりである。
 - ①補正係数を乗じて算出される金額を計上する場合
 - ・補正係数を乗じて算出される金額 < 受注者からの見積による金額
 - ②受注者からの見積による金額を計上する場合
 - ・補正係数を乗じて算出される金額 > 受注者からの見積による金額

5. 施工箇所が点在する I C T 活用工事の積算について

施工箇所が点在する工事に該当する場合は、土木工事標準積算基準書「第 1 編第 2 章 工事費の積算」及び「第 1 編第 11 章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。

6. 発注者指定型における積算方法

掘削（砂防）（I C T）は、I C T 建設機械による施工歩掛（以下、「掘削（砂防）（I C T）[I C T 建設機械使用割合 100%]」という。）と通常建設機械による施工歩掛（以下、「掘削（砂防）（通常）」という。）を用いて積算するものとする。

6-1 掘削（砂防）（I C T）における積算

当初積算時に計上する施工数量は、従来の I C T 建設機械使用割合相当とし、全施工数量の 50% を I C T 施工（掘削（砂防）（I C T）[I C T 建設機械使用割合 100%]）により設計書に計上するものとする。

また、I C T 建設機械を活用し、I C T 建設機械の施工土量が把握できる場合は、この値を活用し変更するものとする。

6-1-1 当初積算

(1) 施工数量の算出

全施工数量に 50% を乗じた値を I C T 施工（掘削（砂防）（I C T）[I C T 建設機械使用割合 100%]）の施工数量とし、全施工数量から I C T 施工（掘削（砂防）（I C T）[I C T 建設機械使用割合 100%]）を引いた値を通常施工（掘削（砂防）（通常））の施工数量とする。

なお、計上割合を乗じた値は四捨五入した数値とし、数位は「土木工事標準積算

基準書（共通編）（秋田県） 第5章 数値基準等」によるものとする。

6-1-2 変更積算

現場でのICT施工の実績により、変更するものとする。

(1) 砂防土工（ICT）にかかるICT建設機械稼働率の算出

ICT建設機械による施工日数（使用台数）をICT施工に要した全施工日数（ICT建設機械と通常建設機械の延べ使用台数）で除した値をICT建設機械稼働率とする。なお、ICT建設機械稼働率は、小数点第3位を切り捨て小数点第2位止とする。

(2) 変更施工数量の算出

砂防土工（ICT）の全施工数量にICT建設機械稼働率を乗じた値をICT施工（掘削（砂防）（ICT）[ICT建設機械使用割合100%]）の施工数量とし、全施工数量からICT施工（掘削（砂防）（ICT）[ICT建設機械使用割合100%]）を引いた値を通常施工（掘削（砂防）（通常））の施工数量とする。

ICT建設機械稼働率を乗じた値は四捨五入した数値とし、数位は当初積算に準ずるものとする。

なお、ICT施工は実施しているが、ICT建設機械稼働率を算出するための根拠資料が確認できない場合は、従来のICT建設機械使用割合相当とし、全施工数量の50%をICT施工（掘削（砂防）（ICT）[ICT建設機械使用割合100%]）により変更設計書に計上するものとする。

（注）当初および変更の積算については、別添「掘削（ICT）における積算」を参考

照

7. 受注者希望型における変更積算方法

受注者からの提案・協議によりICT施工を実施した場合は、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量はICT建設機械の稼働率を用いて算出するものとする。

掘削（砂防）（ICT）の変更積算は、ICT建設機械による施工歩掛（以下、「掘削（砂防）（ICT）

[ICT建設機械使用割合100%]」という。）と通常建設機械による施工歩掛（以下、「掘削（砂防）（通常）」という。）を用いて積算するものとする。

7-1 変更積算

現場でのICT施工の実績により、変更するものとする。

①砂防土工（ICT）にかかるICT建設機械稼働率の算出

ICT建設機械による施工日数（使用台数）をICT施工に要した全施工日数（ICT建設機械と通常建設機械の延べ使用台数）で除した値をICT建設機械稼働率とする。

なお、ICT建設機械稼働率は、小数点第3位を切り捨て小数点第2位止とする。

②変更施工数量の算出

砂防土工（ICT）の全施工数量にICT建設機械稼働率を乗じた値をICT施工（掘削（砂防）（ICT）[ICT建設機械使用割合 100%]）の施工数量とし、全施工数量からICT施工（掘削（砂防）（ICT）[ICT建設機械使用割合 100%]）を引いた値を通常施工（掘削（砂防）（通常））の施工数量とする。

ICT建設機械稼働率を乗じた値は四捨五入した数値とし、数位は当初積算に準ずるものとする。

なお、ICT施工は実施しているが、ICT建設機械稼働率を算出するための根拠資料が確認できない場合は、従来のICT建設機械使用割合相当とし、全施工数量の50%をICT施工（掘削（砂防）（ICT）[ICT建設機械使用割合 100%]）により変更設計書に計上するものとする。

（注）変更の積算については、別添「掘削（ICT）における積算」を参照

附 則(令和3年9月9日技管－330)

この実施要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和5年9月14日技管－449)

この実施要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則(令和6年9月11日技管－411)

この実施要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則(令和8年1月13日技管－694)

この実施要領は、令和8年2月1日から施行する。